

鳥取・島根広域連携協働事業審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 鳥取・島根両県が協働して取り組む鳥取・島根広域連携協働事業の適正な運営を図るため、鳥取・島根広域連携協働事業審査委員会（以下「広域連携審査委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 広域連携審査委員会は、島根県社会貢献活動推進事業実施要綱第19条の規定に基づく告示に定める事項を所掌することとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取・島根広域連携協働事業の事業提案の内容を審査し、採択事業を決定すること。
- (2) 事業の円滑な推進を図ること。

(組織)

第3条 広域連携審査委員会は、鳥取県の委員2名以内と島根県の委員2名以内の4名以内の委員をもって組織することとし、知事が任命する。

- 2 委員の任期は1年未満とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 広域連携審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第4条 広域連携審査委員会は、委員長が委員会を総理する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 2 広域連携審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 広域連携審査委員会は公開とするが、委員間の採択に係る意見調整は非公開で行う。

(庶務)

第5条 広域連携審査委員会の庶務は、島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広域連携審査委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。